

議事要旨(5) 税効果会計専門委員会における検討状況

冒頭、小賀坂副委員長より、税効果会計専門委員会における検討状況について概略の説明があり、続いて前田ディレクターより、説明資料[審議事項(5)-2]に基づき詳細な説明があった。

説明に対する委員からの主な意見及び質問と、それらに対する事務局からのコメントは次のとおりである。

- ある委員より、次の意見があった。
 - 監査委員会報告第 66 号は、実務に定着していることから、大幅な見直しは必要ないと考える。
 - ただし、当期末時点の事象に着目した例示区分 4 号の要件と見積可能期間の取扱いは、企業が状況に応じて柔軟に対応できるように見直しを検討することが考えられる。
 - 上記の取扱いを見直す場合には、企業が計上した繰延税金資産に関して説明責任を果たすよう、開示の拡充を併せて検討することも考えられる。

- ある委員より、次の意見があった。
 - 償却資産の減損損失に係る一時差異の取扱いと、長期解消将来減算一時差異である建物の減価償却超過額に係る一時差異の取扱いの相違については、慎重に検討する必要は理解できるが、それぞれの取扱いの考え方を整理する必要がある。
 - 当期末時点の事象に着目した例示区分 4 号の要件を見直す場合には、例えば直近の課税所得の発生状況に重点を置いて、将来の課税所得を予測することを織り込む取扱いが考えられるのではないか。

これに対して、事務局からは、以下のコメントがあった。

- 長期解消将来減算一時差異については、その取扱いを見直すと大きな影響が生じる可能性があるため、他の検討項目の方向性も踏まえて慎重に検討する必要があると考えている。
-
- ある委員より、次の意見があった。
 - スケジューリングが不能な将来減算一時差異の論点については、繰延税金資産を計上しなかった将来減算一時差異を開示するかどうかを併せて検討することが考えられる。
 - 当期末時点の事象に着目した例示区分 4 号の要件については、期末時点の繰越欠損金の状況をベースにしたうえで、課税所得の発生状況を考慮することが考えられる。

- ある委員より、次の意見があった。
 - 細部の論点を議論してもこれ以上には進まず、監査委員会報告第 66 号の見直しの全体像を議論する時期が来ているのではないか。
 - 同報告第 66 号については、全廃すべきとの意見もあるが、現実的ではない。現状、同報告第 66 号は硬直的に運用されていると理解しており、常識的な運用に戻る方法を建設的に考えていく必要がある。
 - 硬直的な運用の典型例は当期末時点の事象に着目した例示区分 4 号の要件である。これを見直す場合には、期末時点の繰越欠損金の状況や過去の課税所得の発生状況だけでなく、将来の課税所得の見積りを重視することが考えられる。また、判断要件として、将来の課税所得の見積り能力を併せて言及することも検討して頂きたい。
 - 運用を現状よりも緩めた場合に、開示も併せて検討する点は理解できる。ただし、例示区分を開示するという案は機微情報であるため、現実的ではない。また、IFRS における繰延税金資産を認識していない将来減算一時差異の開示は、日本において有用とは限らないのではないか。

これに対して、事務局からは、以下のコメントがあった。

- 同報告第 66 号の導入当初は、将来の収益力を判断することが実務上困難であることを考慮して、過去の実績を判断基準とすることを強調していたものと考えられる。今般の見直しにあたっては、将来の収益力の判断に係るこれまでの実務の進展を考慮する必要があると考えられる。
- どのような項目を開示すべきかについては、利用者のニーズを踏まえて検討を行っていく。

以 上